報道資料

くらしの中に
総務省
MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

令和８年 10 月 30 日

行政書士法施行規則の一部を改正する省令（案）に対する意見募集

総務省は、行政書士法施行規則の一部を改正する省令（案）をとりまとめました。
つきましては、当該案について、令和８年 10 月 31 日（土）から令和８年 11 月 30 日（月）までの間、意見を募集します。

１　背景

令和７年の地方からの提案等に関する対応方針（令和７年 12 月 23 日閣議決定）において、「行政書士試験については、都道府県の事務負担の軽減を図るため、都道府県が指定試験機関に合格の決定に関する事務を行わせることを可能とすることについて検討し、令和８年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。」とされていることを踏まえ、都道府県が指定試験機関に合格の決定に関する事務を行わせることを可能とするため、行政書士法施行規則（昭和 26 年総理府令第５号）の改正を行うもの

２　意見募集要領

(1) 意見募集対象

別紙１　行政書士法施行規則の一部を改正する省令（案）

(2) 意見提出期限

令和８年 11 月 30 日（月）（必着）

詳細については、別紙２の意見募集要領をご覧ください。

３　今後の予定

意見公募の結果を踏まえ、当該省令の改正を行う予定です。

（連絡先）総務省自治行政局行政課
担当：宮本、青木
電話：０３－５２５３－５５１０（直通）
FAX ：０３－５２５３－５５１１